

## 【新本庁舎】魅力スポットご紹介 ～子育て世代編～

22世紀の子どもたちに誇れる  
公共空間づくりを目指して

新しい本庁舎は、市民の皆さんが集い、楽しんでいただける場所にすることを目指し、魅力ある空間づくりや設備の導入を進めていきます。その詳細について、順次ご紹介します。

\*\*\*お子さん連れでも利用しやすい空間づくり\*\*\*



小さいお子さんのお世話ができる設備を整えますので、お出かけの際の休憩場所としてもご利用いただけます。

市役所の手続きで来られたとき、イベント・行事で来られたとき、休憩にお立ち寄りいただいたときなど、いろいろな場面において便利で利用しやすい空間になります。

新本庁舎は、平成31年秋ごろ  
完成予定です。

☎総務課(☎0848-38-9334)

## 日本遺産シンポジウム —村上海賊の魅力を世界へ—

日本遺産に認定された『“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島—よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶—』の魅力を国内外に発信していくため、ストーリーの理解と活用について考えるシンポジウムを開催します。

📅10月23日(日) 13:30～16:00

📍村上三島記念館多目的ホール(今治市上浦町井口7505)

### ■第1部

基調講演 「瀬戸内海の海賊～「日本最大の海賊」の真実～」

講師 山内 譲さん(松山大学教授・協議会会長)

### ■第2部

シンポジウム 「村上海賊の魅力を世界へ」

パネリスト 山内 譲さん、山田吉彦さん(東海大学教授)

特別ゲスト 和田 竜さん(小説家・脚本家)

コーディネーター 美甘子さん

(大三島出身タレント・歴史アイドル)

### ■第3部

トークショー

「村上御三家、再び集結！日本遺産の活用に向けて」

📍村上海賊魅力発信推進協議会

(文化振興課内☎0848-20-7425)



山内 譲さん



山田吉彦さん



和田 竜さん



美甘子さん

平成27年度

# 個人情報保護と情報公開の運用状況

## 個人情報保護制度

個人情報を適正に取り扱い、個人情報を保護することによって、基本的人権を守ることを目的として運用しています。

### 個人情報ファイル届出の状況

尾道市個人情報保護条例では、新たに個人情報ファイルを作成または変更しようとするときは、市長に届け出ることとしています。

実施機関	件数	実施機関	件数	実施機関	件数
市長	2,029	公平委員会	2	水道局	39
教育委員会	367	農業委員会	66	消防長	83
選挙管理委員会	33	固定資産評価審査委員会	1	病院事業	485
監査委員	3	議会	13	公立大学法人尾道市立大学	61
合計					3,182

平成28年3月31日現在

### 目的外利用等の状況

■目的外利用・・・271件

■外部提供・・・50件

尾道市個人情報保護条例では、実施機関が個人情報を本来の目的以外に利用すること(目的外利用)と実施機関以外に提供すること(外部提供)を原則的に禁止しています。

ただし、本人の同意がある場合、法令の定めがある場合や公務執行上の理由により審議会の意見を聴いて市長が定めた場合は、行うことができます。

### 開示請求と決定の状況

尾道市個人情報保護条例では、市民の皆さんに、自分に関する情報の流れをコントロールする権利を保障するため、自分に関する情報の「開示・訂正・削除・中止」の請求権を定めています。

また、個人情報の取り扱いに関する苦情の申出や、請求に係る決定に対する不服申立ての権利を保障しています。

※訂正・削除・中止の請求はなし。

単位：件

決定の状況	
請求件数	70
全部開示	66
一部開示	3
不開示	0
取下げ	0
不存在	1

## 情報公開制度

市民の皆さんの公文書の閲覧などを請求する権利を保障することによって、情報の共有化を図り、市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な市政を一層推進することを目的としています。

### 公開の請求ができる人

- ①市内に住所がある人
- ②市内に事務所などがある法人や団体
- ③市内にある事務所などに勤務する人
- ④市内にある学校に通学する人
- ⑤市に対して納税義務のある人
- ⑥市が行う事務事業に利害関係のある人(利害関係事項に関する公文書に限る。)

### 請求の手続

閲覧等したい公文書を保有している課の窓口で請求書を提出してください。

### 公開できない情報

公文書は公開を原則としておりますが、①法令等により公開できないもの②個人情報③法人等情報④公共の安全の確保等に関する情報⑤意思形成過程等にある情報⑥事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報⑦国等に関する情報で事務事業の執行に著しい支障が生じるおそれのある情報などが記録されている公文書は公開できないことがあります。

### 公開請求と決定の状況

単位：件

	公開請求 (義務的公開)	公開申出 (任意的公開)		公開請求 (義務的公開)	公開申出 (任意的公開)
請求件数	55	27	非公開	1	0
公文書件数	127	36	不存在	6	3
公開	67	25	存否応答拒否	0	0
部分公開	53	8	取下げ	0	0

### 情報コーナー

市役所本庁舎1階ロビーに情報コーナーを設けております。

尾道市例規集、市議会の本会議会議録・委員会会議録、予算書・決算書、市の総合計画などの各種計画書、統計おのみち等の統計資料、パンフレット等の市政に関する資料を備え、閲覧テーブルで自由にご覧いただけます。

☎総務課(☎0848-38-9333)